は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の1を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$E_{15} = 0.033$

$E_{16} = 0.033$

$E_{17} = 0.033$

$E_{18} = 0.032$

$E_{19} = 0.032$

$E_{20} = 0.03194$

$E_{21} = 0.032$

$E_{22} = 0.032$

$E_{23} = 0.031$

$E_{24} = 0.030$

F_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の1を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$G_{15} = 0.025$

$G_{16} = 0.025$

$G_{17} = 0.025$

$G_{18} = 0.024$

$G_{19} = 0.024$

$G_{20} = 0.02395$

$G_{21} = 0.024$

$G_{22} = 0.024$

$G_{23} = 0.023$

続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成二十年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二三三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成二十一年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六四（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二〇五）を、平成二十二年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六四（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一九九）を、平成二十三年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五八（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあ